

定款施行細則 第4章 選挙

(役員・推薦委員の改選)

第24条 役員・推薦委員の候補者は推薦委員会が正会員（前条第5号及び第12号に記載する者は除く。）の中から推薦し、通常総会において選挙する。

(役員・推薦委員の立候補者及び推薦)

第25条 正会員が役員・推薦委員に立候補しようとするときは、正会員5人以上の推薦を受けて、総会の3カ月前までに所定様式により選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 選挙管理委員会は、役員・推薦委員立候補者名又は推薦者名を総会の2週間前までに正会員に発表しなければならない。

(日本看護協会総会代議員) 第26条 日本看護協会の総会代議員は、日本看護協会の指定する代議員及び予備代

議員数を本協会総会において選出するものとする。

(投票形式)

第27条 投票は単記無記名でこれを行う。

(選挙の成立)

第28条 投票されたもののうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第29条 有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、本協会総会においては議長がくじでこれを定め、地区選挙においては選挙管理委員長から指名を受けた選挙管理委員がくじでこれを定める。

(代議員及び予備代議員の改選)

第30条 代議員及び予備代議員の候補者は、定款第13、14条に基づき、代議員及び予備代議員を選出するための正会員による代議員選挙を、地区を選挙区として実施する。

(代議員及び予備代議員の改選に係る無投票当選)

第31条 第18条における立候補の受付期間の後、立候補者数が改選数と同数又はそれを下回るときは、当該選挙区にかかるすべての立候補者を無投票当選とする。

2 前項においては、第19条における候補者の発表を当選者の発表に代え、無投票当選

であることを明示するものとする。

3 無投票当選の発表の後、選挙管理委員会は速やかに当選人に決定を通知するものとする。

(代議員及び予備代議員の選挙) 第32条 第18条における立候補者数が改選数を上回るときは、当該選挙区において選挙を実施し、その公示は第19条に基づき候補者の発表とともにこれを行う。

2 第18条における立候補者数が改選数を下回るときは、当該選挙区において補欠選挙を実施し、その公示は第19条に基づき候補者の発表とともにこれを行う。

3 選挙は、選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行い、選挙権は選挙人1名につき1票とする。

4 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。

5 定款及び定款細則に定めるもののほか、代議員及び予備代議員の選任及び選挙に関する事項については別に定める。

(代議員及び予備代議員の改選に係る選挙人名簿の作成)

第33条 選挙管理委員会は、毎年8月末日時点における正会員名簿をもって、選挙区ごとに選挙人名簿を作成する。

2 前条の後に正会員が選挙区を移動しても、選挙人名簿に登録のある選挙区の選挙人とする。ただし、定款第11条に掲げる事由により、会員資格を喪失した者はこの限りではない。

3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を定款第2条に定める主たる事務所に備え置き、全員の閲覧に供するものとする。

(選挙運動期間及び禁止事項)

第34条 代議員及び予備代議員の候補者は、選挙運動を行うことができる。

2 選挙運動の期間は、候補者の発表日から選挙日の前日までとする。

(推薦委員会)

第35条 本協会に推薦委員会を置く。

(選挙管理委員会)

第36条 各選挙において、総会議長は投票前に正会員の中から15名以内の委員を選任し、選挙管理委員会を設けなければならない。